

兵庫県中小事業者向け補助金のご紹介

特に、温室効果ガス（GHG）排出量の算定について初めて知る方や、脱炭素経営において何から取り組めばよいかわからない方におすすめです。

2050年ネット・ゼロ社会 実現に向けた取組が 広がっています

1

ネット・ゼロとは？

温室効果ガス（GHG）の排出量と吸収・固定される量の差し引きがゼロになることをいいます。

2050年ネット・ゼロの実現に向けて歩んでいくことが、国の「地球温暖化対策計画」（令和7年2月）に明記されました。

2

中小事業者に 求められる役割は？

今後、大企業などの取引先から温室効果ガス（GHG）排出量の報告を求められることが増えると想定されるため、まずは自社の排出量を正確に把握する必要があります。

3

早期に取り組む メリットは？

企業の競争力向上
コスト削減・好条件での資金調達
社員のモチベーションアップ
認知度向上・人材確保に
繋がることが期待されます。

令和7年度GHG排出量算定サービス導入補助金

対象者

兵庫県内の中小事業者

※ 兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所のみを設置し、又は管理する事業者

申請期間

令和7年4月1日（火）～ 12月19日（金）必着

申請方法

- ①ひょうご環境創造協会HPより「GHG」で検索
またはQRコードを読み取り→
- ②必要書類を郵送にて提出



申請先・問合せ先

公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第2課
（兵庫県環境部環境政策課内）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-362-3273 FAX：078-382-1580
E-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

補助対象

温室効果ガス排出量の把握・削減に資するシステム

※ サプライチェーン排出量（スコープ3を含む）を算定できるプランが対象

補助金額

システム月額使用料の1/2（上限1万円）

※ 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用量相当額が対象

なぜ今、温室効果ガス（GHG） 排出量の算定が求められているのか？

2050年のネット・ゼロ社会の実現に向けて、
気候変動対策への社会的な要請が高まっています。

多くの企業に対し、**GHG排出量の可視化と削減**が
強く求められるようになっていきます。

特に、取引先や消費者からの
環境配慮への関心が高まっており、
GHG排出量の把握は、**企業の信頼性や競争力**に
直結する重要な取り組みとなっています。



温室効果ガス（GHG）は どのような活動から排出されているのか？

温室効果ガスは、
化石燃料の直接的な燃焼や電力の使用、
工業プロセスにおける化学反応、物流、従業員の通勤など、
事業活動のさまざまな分野から排出されています。

近年、「**脱炭素経営**」という言葉が
耳にする機会が増えてきたかと思います。

まずはこの「脱炭素経営」について理解を深め、
自社の**GHG排出量を正確に把握**したうえで、
排出量の削減に向けたステップを
一つひとつ着実に実行していくことが求められます。



サービス導入で 算定作業の手間を大幅削減！

GHG排出量の算定には、
エネルギー使用量や原材料、輸送手段などの
データ収集と計算で、手間も時間もかかります。

そこで、兵庫県では、
クラウド型算定サービスの導入費用の一部を補助し、
県内中小事業者の取り組みを支援しています。

このサービスを活用すれば、
日常業務で使っている請求書や帳票をもとに、
簡単な操作で排出量を自動算出できます。



「Scope3」ってなに？

GHG排出量は、企業が直接排出するものだけでなく、
事業活動に伴う一連の流れ全体の排出量を合計して、
サプライチェーン排出量と呼ばれており、
3つのScopeに分けて管理することが求められています。

近年は、**Scope3まで含めた排出量の見える化**が、
企業に求められるようになっており、
これは、情報開示の観点から、**取引先や海外市場での
信頼確保**にもつながる、非常に重要な視点です。



Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出
出所：環境省「サプライチェーン排出量 概要資料」

まずは一步から 補助制度を活用して環境経営をスタート！

GHG排出量の算定は一見難しそうに見えますが、
ツールの導入と支援制度の活用により、
誰でも取り組みやすくなってきています。

この機会にぜひ貴社でも、
「環境への責任」と「未来への投資」として、
GHG排出量の算定・開示にチャレンジしてみませんか？